

中山道広重美術館スポンサー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中山道広重美術館(以下、「美術館」という)の特定の開館時間帯の観覧料金相当金額を企業に負担していただき、スポンサーとなっていただくことにより、企業とのパートナーシップを築き、美術館運営財源の充実・多様化と新規来館客層の獲得を図ることを目的とする。

(制度の内容)

第2条 美術館は、スポンサー企業(以下、「スポンサー」という)による支援時間帯の全入館者の観覧料を無料とする。

2 スポンサーによる支援の曜日及び時間単位は別表1のとおりとする。

(スポンサー負担金)

第3条 スポンサーによる1単位当たりの負担金額は、年間50万円とする。

(スポンサーへの特典)

第4条 美術館はスポンサーに対して次の各号の特典を授与するものとする。

- (1) 館内のスポンサーボードへの企業名の掲示
- (2) 美術館広報媒体によるスポンサーの広報
- (3) 美術館招待券の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が認める特典

(芸術的独立性)

第5条 美術館は、スポンサーに対して美術館の展示など芸術的コンテンツへの関与を認めないものとする。

(スポンサーの資格基準)

第6条 スポンサーの資格基準は、一般企業とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類するもの

イ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続中又は更生手続中のもの

エ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

オ その他美術館を支援する業種又は事業者として不適当であると理事長が認めるもの

(2) 法令等に違反する活動を行うもの又はそのおそれがあるもの

(3) 公序良俗に反する活動を行うもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性のある活動を行うもの

(5) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがある活動を行うもの

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団等の利益につながるもの又はそのおそれがあるもの

（スポンサーの募集）

第7条 スポンサーを募集しようとする場合は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 公募による方法

(2) スポンサーになり得る企業への案内による方法

2 前項の募集をしようとする場合は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した募集要項を定めるものとする。

(1) 募集の時間単位

(2) 募集方法及び募集期間

(3) スポンサーの選定方法

(4) スポンサーの負担金額及びその納付方法

(5) スポンサーに対する特典

(6) 応募申請書

(7) 前各号に掲げるもののほか、スポンサーの募集に必要な事項

（応募申請）

第8条 スポンサーを希望するもの（以下「希望者」という。）は、前条第2項第6号の応募申請書（別表2）を理事長に提出しなければならない。

（審査及び決定）

第9条 理事長は、前条の申請書の提出があった場合は、第6条に規定する基準により希望者の適否を審査し、その結果を希望者に通知するものとする。

2 理事長は、スポンサーとして決定したものについて、曜日及び時間帯等の条件を付すことができるものとする。

（選定基準）

第10条 前条第1項の審査をするに当たり、募集単位の枠数を超える申し込みがある場合及び希望の曜日と時間帯が重複した場合の優先順位は、第7条第1項第1号の公募による方法の場合に限り、先着順とする。

（審査委員会）

第11条 スポンサーの募集に関し、次に掲げる事項の協議を行うため、美術館スポンサー制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- (1) 第9条第1項の適否の審査に関すること。
 - (2) その他美術館スポンサー制度に関すること。
- 2 審査委員会は、委員長及び委員で構成する。
 - 3 委員長は、理事長をもって充てる。
 - 4 委員は、副理事長、専務理事、恵那市選出の理事をもって充てる。
 - 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(会議)

第12条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 審査委員会の会議は、3名以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(スポンサー負担金の納入)

第13条 第9条第1項の規定によりスポンサーの決定の通知を受けた希望者は、理事長が指定する期日までに、理事長の指定する方法でスポンサー負担金を納付しなければならない。

(スポンサー資格の取り消し)

第14条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポンサー資格を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、美術館はその責任を負わない。

- (1) スポンサーがこの要綱又は募集要項に違反したとき。
- (2) スポンサーがスポンサーの決定後に第6条の基準に該当することとなったとき、又は該当することが判明したとき。
- (3) 理事長が指定する期日までにスポンサー負担金を納入しなかったとき。
- (4) その他理事長がスポンサーとして適当でないと認めるとき。

(スポンサー負担金の返還)

第15条 第13条の規定により納付されたスポンサー負担金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) スポンサーの責めに帰さない事由により美術館が連続して10日以上開館できなかったとき。
- (2) その他理事長が特に返還する必要があると認めたとき。

2 前項の規定により返還するスポンサー負担金の額は、年間のスポンサー時間単位に対する美術館が開館できなかった時間単位の割合をスポンサー負担金に乗じて得た額とし、100円未満の端数は切り捨てる。

3 第1項の規定により返還するスポンサー負担金には、利子を付さない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、スポンサーの募集に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

スポンサー募集の曜日と時間単位、負担金額

	9時30分～正午	正午～14時30分	14時30分～17時
火曜日	50万円	50万円	50万円
水曜日	50万円	50万円	50万円
木曜日	50万円	50万円	50万円
金曜日	50万円	50万円	50万円

中山道広重美術館スポンサー応募申請書

(公財) 中山道広重美術館理事長 様

中山道広重美術館の美術館スポンサーを以下のとおり申し込みます。なお、スポンサーの応募に当たっては、美術館スポンサー制度実施要綱を順守します。

ス ポ ン サ ー 申 請 者	所在地		〒
	ふりがな 名 称		
	ふりがな 代表者職氏名		
	ふりがな 担当者氏名		
	連 絡 先	TEL	
		FAX	
		メール アドレス	
業 種			
希望する曜日と時間帯		第1希望 第2希望	

- 備考：1. 初回の応募の場合は、申請者（事業者）の事業概要が分かる資料を添付してください。
 2. 一つの企業が複数のスポンサー枠に応募することも可能です。
 3. 個人情報については、スポンサーの審査以外の目的には一切使用しません。